

管理本館等日常及び定期清掃業務仕様書

- 1 村山電気水道事務所管理本館等日常及び定期清掃業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 この仕様書は作業の大要を示すものであり、現場の状況に応じ発注者が特に必要と認めた軽微な作業等については、本書に定めていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。
- 3 清掃場所は別紙のとおりとする。

4 清掃日

(1) 日常清掃

日常清掃については下記のとおり。但し、当該清掃日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日までの日に当たる場合は除くものとする。

4月1日 ～ 7月31日	8月1日 ～ 3月31日
毎週3回（月・水・金曜日）	毎週2回（月・木曜日）

※日数調整のため、本表に掲げる曜日以外の曜日に行う場合がある。

日常清掃業務年間計画表は、別紙のとおり。

(2) 定期清掃

①床ワックス清掃

床ワックス清掃は年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）とし、清掃日は別途指示するものとする。但し、9月及び3月は、2Fフロア（ホール及び廊下）のみとする。

②窓ガラス清掃

窓ガラス清掃は年2回（5月、10月）とし、清掃日は別途指示するものとする。

③網戸・下溝清掃

網戸・下溝清掃は年1回（10月）とし、清掃日は別途指示するものとする。

5 作業時間等

(1) 日常清掃

作業時間は原則として午前8時から正午までとし、作業人員は2名とする。

(2) 定期清掃

作業時間は原則として山形県企業局職員の勤務時間内とする。

ただし、床ワックス清掃は原則として土曜日、日曜日又は休日に行うものとする。

6 清掃作業員

(1) 共通事項

- ①作業員数は業務内容を十分行なえる人員を配置すること。
- ②作業員には業務中清潔な作業衣、くつ等を着用させること。
- ③作業員には清掃の目的、方法等必要な事項を十分会得させ、業務の実施に支障のないようにすること。
- ④雇病中の者は作業員として就業させないこと。

(2) 日常清掃

作業員には年2回 検便を実施しその結果を報告すること。
なお、検便の経費は受託者の負担とする。

(3) 定期清掃

契約締結後、速やかに作業実施計画書、清掃作業主任者・作業員名簿を提出すること。
また、変更があった場合も同様とする。

7 清掃用機械・器具・材料等

作業に使用する機械・器具・材料等は、床、壁面の塗料等を損壊することのない適正良質なものを使用すること。

8 清掃実施報告

(1) 日常清掃

作業完了後は清掃作業日誌（別紙）に記入し確認を受け、請求書に添付するものとする。

(2) 定期清掃

作業完了後は作業完了報告書（別紙）を提出し確認を受け、請求書に添付するものとする。

9 その他

上記に定める事項のほか、不明な点等がある場合は発注者の指示を受けるものとする。

西川浄水場管理本館等日常及び定期清掃業務 清掃方法

1. 日常清掃業務の清掃の方法

- (1) ちり払い 機械、設備のある場所など
- (2) 床面清掃 拭き掃除は、塵埃の飛散に十分注意して行うこと
モップで、塵埃を除去すること
汚れが甚だしい場合は、随時水又は洗剤洗いをすること
- (3) 便所の汚物入れ 容器から紙くずなどを取り出し、処理のうえ、洗浄すること
- (4) 洗面器・便器類 洗剤で洗浄のうえ、水洗い又は水拭きをすること
- (5) 湯沸し室 汚れが甚だしい場合は、随時洗剤洗いをすること
- (6) マットの洗浄 玄関などの出入り口の備え付けマットは、泥、ちりなどを取り除き、水洗いを行い、乾燥後、備え付けること
- (7) ドアガラス磨き 玄関ホールなどのガラスは、両面とも清潔な布などによる水拭きを行い、その後清潔な乾布で磨くこと
- (8) 壁面・天井 くもの巣などがある場合は、取り除くこと

2. 定期清掃業務の清掃の方法

(1) 床ワックス清掃

床面のワックス清掃は、最初粗掃除を行い、次にクリーナーを用い掃除のうえ、床に付着している汚れ等は洗剤を用いて除去してから、樹脂ワックスを均等に塗布のうえ、ポリッシャーで磨きあげること

なお、ワックスの状況により、スプレーパフ等によるワックス補修を随時行なうこと

(2) 窓ガラス清掃

窓ガラスは両面とも洗剤を使用すること

(3) 網戸・下溝清掃

① 網戸は一枚ずつ取り外し、水洗い又は洗剤洗いをを行い、乾燥後取り付けを行うこと

② 下溝は付着しているゴミ等を適切な機械・器具等により取り除くこと

日常清掃箇所一覧表

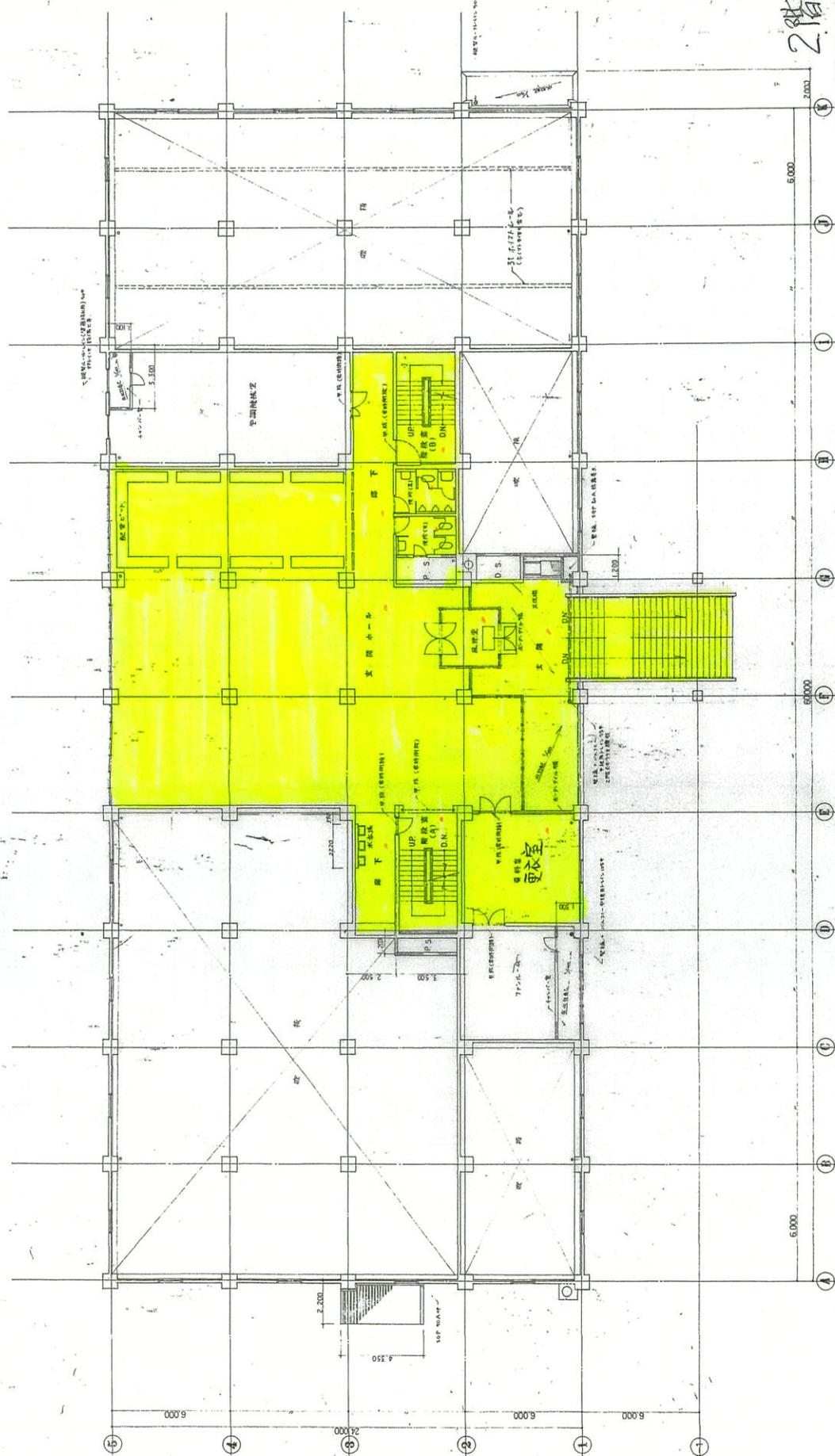
村山電気水道事務所

清掃場所			日常清掃					
			掃き掃除	水洗い	モップ拭き	洗面器具洗淨	便所汚物入洗淨	玄関ガラス磨き
	床材料	面積(m ²)						
(1階)								
作業員控室	塩ビシート	21.00	21.00		21.00			
廊下	塩ビシート	127.00	127.00		127.00			
階段室(A,B)	塩ビシート	42.00	42.00		42.00			
便所	モザイクタイル	8.75	8.75	8.75		8.75	8.75	
(2階)								
玄関及び階段	磁器質タイル	83.58	83.58	83.58				
風除室	磁器質タイル	9.00	9.00	9.00				9.00
更衣室	塩ビシート	36.00	36.00		36.00			
ホール及び廊下	塩ビタイル	346.50	346.50		346.50			
階段室(A,B)	塩ビシート	42.00	42.00		42.00			
便所(男女)	モザイクタイル	16.80	16.80	16.80		16.80	16.80	
(3階)								
所長室	塩ビシート	35.75	35.75					
事務室	塩ビシート	150.00	150.00					
中央管理室	塩ビシート	180.00	180.00					
電算室	塩ビタイル	108.00						
水質発信機室	塩ビシート	63.60						
水質試験室	塩ビシート	144.00						
会議室	塩ビシート	114.00	114.00		114.00			
資料室	塩ビシート	68.40						
更衣室	塩ビシート	4.20						
湯沸室	塩ビシート	5.32	5.32		5.32			
前室	塩ビシート	7.68	7.68		7.68			
ホール及び廊下	塩ビシート	240.95	240.95		240.95			
階段室(A,B)	塩ビシート	42.00	42.00		42.00			
便所(男女各2)	モザイクタイル	34.65	34.65	34.65		34.65	34.65	
(4階)								
階段室	塩ビシート	21.00	21.00		21.00			
(窓ガラス)								
管理本館外側								
沈殿濾過地棟外側								
合 計		1952.18	1563.98	152.78	1045.45	60.20	60.20	9.00

注:会議室は、週1回の掃き掃除とする。

日常清掃

2階平面図



昭和	年度	図番	A.10 集
事業名 村山広域水道用水供給事業			
工事名 浄水場施設工費			
場所 西村山郡西川町大字吉川地内			
2階平面図			
縮尺	1:250	設計	
山形県企業局		監理	

2階平面図 S=1:250

日常清掃



3階平面図

昭和	年度	図番	A11
事業名 村山広域水道用水供給事業			
工事名 浄水場施設工事			
場所 西村山郡西川町大字吉川境内			
3階平面図			
縮尺	1:250	製	山形県企業局
発	山形県企業局	製	山形県企業局
日		製	山形県企業局

3階平面図 S=1:250

日常清掃1階3過池棟

